

苫前町国民保護計画の一部変更新旧対照表

整理番号	編	章	大項	項	該当箇所(頁・行)	変更内容	現行	変更理由等
1	2	1	2	3	P 2 5	<p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、<u>「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」</u>等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p>	<p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、<u>防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により</u>、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p>	<p>【「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結したことに伴う変更】 (道計画変更済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災のために締結されていた協定を国民保護にも適用できるように修正して再締結したことから、文言を整理。
2	3	3		1	P 5 2	<p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</p> <p>町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</p>	(新 設)	<p>【国の基本指針の変更に伴う変更】(道計画変更済)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本指針において武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定が新設されたため、当該協議会との連携に関する規定を設けるもの。
4	3	3		3	P 5 3	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>自衛隊旭川地方協力本部長又は当町の協議会委員たる陸上自衛隊第26普通科連隊長</u>を通じて、陸上自衛隊にあっては<u>北部方面総監</u>、海上自衛隊にあっては<u>大湊地方総監</u>、航空自衛隊にあっては<u>第2航空団司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は町の協議会委員たる隊員</u>を通じて、陸上自衛隊にあっては<u>当該区域を担当区域とする方面総監</u>、海上自衛隊にあっては<u>当該区域を警備区域とする地方総監</u>、航空自衛隊にあっては<u>当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>【具体的記述等への変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の組織名及び職名を具体的に記載することにより、よりわかりやすい記述とするもの。

整理番号	編章	大項	項	該当箇所(頁・行)	変更内容	現行	変更理由等
3	3	6		P 7 3	<p>1 安否情報システムの利用</p> <p>町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p><u>2</u> 安否情報の収集</p> <p><u>3</u> 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。</p> <p><u>4</u> 安否情報の照会に対する回答</p> <p><u>5</u> 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p>当該安否情報の提供に当たっても、<u>4</u>(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>1</u> 安否情報の収集</p> <p><u>2</u> 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで道に送付する。<u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p> <p><u>3</u> 安否情報の照会に対する回答</p> <p><u>4</u> 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p>当該安否情報の提供に当たっても、<u>3</u>(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p>【安否情報システムの運用開始に伴う変更】</p> <p>(国の基本指針及び道計画変更済)</p> <p>・併せて、報告の方法を整理して記載。(「2 道に対する報告」より移記)</p> <p>【項番号の繰り下げ】</p> <p>【項番号の繰り下げ及び道への報告方法に係る記載場所の変更】</p> <p>・道への報告方法を、新設する「1 安否情報システムの利用」に整理。</p> <p>【項番号の繰り下げ】</p> <p>【項番号の繰り下げ及びそれに伴う引用項番号の変更】</p>